

保安規程および保安規定の変更概要

1. 保安規程（保全計画）の変更概要

- 定期検査毎に点検を行う重要な機器の点検および検査の間隔から定まる期間について、26ヵ月としても問題がないことを技術評価した。
- 保安規程（保全計画）について、運転期間を現行の13ヵ月以内から24ヵ月以内となるよう点検および検査の間隔を変更した。

2. 保安規定の変更概要

- 原子炉を停止して行う必要のある点検および検査の間隔から定まる期間について、26ヵ月としても問題がないことを技術評価した。
- 燃料交換の間隔から定まる期間について、現在と同じウラン濃縮度の燃料で、18ヵ月としても問題がないことを技術評価した。
- 当社として初めての運転期間延長であることから、これに伴う安全・安定運転の実績を積み重ねることを考慮して、現行の13ヵ月以内から16ヵ月以内に延長した。

3. 今後の対応

上記の変更について、経済産業省原子力安全・保安院に、届出・申請を行っており、原子力安全・保安院の確認・審査にて妥当性が確認されれば、第4回定期検査終了後の電気事業法に基づく告示および原子炉等規制法に基づく保安規定変更認可により運転期間を16ヵ月以内に延長する。

